

香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則及び指導が不適切な教員の認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成31年 3月29日

香 川 県 教 育 委 員 会

**香川県教育委員会規則第10号**

香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則及び指導が不適切な教員の認定等に関する規則の一部を改正する規則  
(香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第1条 香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成12年香川県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任) 第2条 略</p> <p>(1)～(5) 略 (6) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号) <u>第25条第1項</u>及び第4項の認定に関すること。 (7)～(13) 略 (14) 教育に関する公益信託の引受けの許可をすること。</p> <p>(15)～(23) 略</p> <p>(専決) 第4条 略</p> <p>(1)～(3) 略 (4) 教育公務員特例法<u>第25条第1項</u>及び第4項の認定に関すること。 (5)～(9) 略 2～4 略</p>	<p>(委任) 第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を香川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に委任する。 (1)～(5) 略 (6) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号) <u>第25条の2第1項</u>及び第4項の認定に関すること。 (7)～(13) 略 (14) 教育に関する<u>特例民法法人の解散を命ずること及び公益信託の引受けの許可をすること。</u> (15)～(23) 略</p> <p>(専決) 第4条 教育長は、第2条各号に掲げる事項のうち、次に掲げる事項を専決することができる。 (1)～(3) 略 (4) 教育公務員特例法<u>第25条の2第1項</u>及び第4項の認定に関すること。 (5)～(9) 略 2～4 略</p>

(指導が不適切な教員の認定等に関する規則の一部改正)

第2条 指導が不適切な教員の認定等に関する規則(平成20年香川県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>

第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第25条第5項及び第6項の規定に基づき、指導が不適切な教員の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 略

2 この規則において「指導が不適切な教員」とは、知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質及び能力に課題があるため、日常的に児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）への指導を行わせることが適当でない教員であって、法第25条第1項の指導改善研修によって指導の改善が見込まれるものをいう。

（指導が不適切な教員の認定）

第7条 県教育委員会は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、県教育委員会が定める基準に基づき、法第25条第1項の規定により指導が不適切な教員の認定を行うものとする。

2 略

（指導の改善の程度に関する認定）

第8条 県教育委員会は、法第25条第1項の指導改善研修を受けることとなった教員について、当該研修の終了時において、同条第4項の規定により児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行うものとする。

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第25条の2第5項及び第6項の規定に基づき、指導が不適切な教員の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 略

2 この規則において「指導が不適切な教員」とは、知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質及び能力に課題があるため、日常的に児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）への指導を行わせることが適当でない教員であって、法第25条の2第1項の指導改善研修によって指導の改善が見込まれるものをいう。

（指導が不適切な教員の認定）

第7条 県教育委員会は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、県教育委員会が定める基準に基づき、法第25条の2第1項の規定により指導が不適切な教員の認定を行うものとする。

2 略

（指導の改善の程度に関する認定）

第8条 県教育委員会は、法第25条の2第1項の指導改善研修を受けることとなった教員について、当該研修の終了時において、同条第4項の規定により児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行うものとする。

2 略